

名古屋市告示第587号

配慮意見書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第7条の5第1項の規定に基づき、令和7年12月4日付けで、（仮称）千種駅前計画に係る計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「配慮意見書」という。）を作成しましたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この配慮意見書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和7年12月11日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

2 対象事業の名称及び種類

（仮称）千種駅前計画

大規模建築物の建築

3 対象事業の実施想定区域

名古屋市東区葵三丁目1501番 他

4 配慮意見書の縦覧の場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市千種区星が丘山手103番地

- 千種区役所
ウ 名古屋市東区筒井一丁目 7 番74号
東区役所
エ 名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号
中区役所
オ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
(伏見ライフプラザ13階)
カ 名古屋市千種区振甫町 3 丁目34番地
名古屋市千種生涯学習センター（以下「千種生涯学習センター」とい
う。）

(2) 縦覧期間

令和 7 年12月11日（木）から同月25日（木）まで。ただし、地域環境対
策課、千種区役所、東区役所及び中区役所にあっては日曜日及び土曜日を、
環境学習センターにあっては月曜日を、千種生涯学習センターにあっては
同月22日（月）を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課、千種区役所、東区役所及び中区役所
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで
イ 環境学習センター
午前 9 時30分から午後 5 時00分まで
ウ 千種生涯学習センター
午前 9 時00分から午後 9 時00分まで（ただし、日曜日にあっては午後
5 時00分まで。）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課